

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

高齢者の肺炎球菌感染症 定期予防接種

▶ 問い合わせ 健康増進課 ☎(63)1100

現在65歳以上の人は、平成30年度までの間に1人1回の定期接種の機会が設けられています。定期接種の該当年度内に接種しない場合は、5年後に再び対象になることはありませんので注意してください。

▶ 接種期限…3月31日(金)

▶ 接種方法…65～100歳の対象者は「予防接種券」を持参の上、医療機関で接種を受けてください
※予防接種券が手元にない場合や、県外などの医療機関で接種を希望する人は、事前に健康増進課に連絡してください。



▶ 平成28年度の対象者…次の表に該当する市民
※過去に1度でも肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)を接種したことがある人は対象外。

対象年齢	条件など
65歳	昭和26年4月2日～27年4月1日生まれ
70歳	昭和21年4月2日～22年4月1日生まれ
75歳	昭和16年4月2日～17年4月1日生まれ
80歳	昭和11年4月2日～12年4月1日生まれ
85歳	昭和6年4月2日～7年4月1日生まれ
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ
95歳	大正10年4月2日～11年4月1日生まれ
100歳	大正5年4月2日～6年4月1日生まれ
60歳～65歳未満	・心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある人 ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある人 ※障害の程度は障害者手帳1級程度。

公平・適正な固定資産税課税のために 現地調査を行います

▶ 問い合わせ 課税課 ☎(62)7366

市では、固定資産課税台帳の登録内容と現況とを照合する作業を進めています。2月から建物の現地調査を行っていますので、皆さんの理解と協力をお願いします。

◆ 現地調査の内容

航空写真と固定資産課税台帳との照合作業を行い、現地調査が必要な箇所の調査を実施します。この調査は、航空写真だけでは確認できない建物を調査し、台帳への登録漏れや滅失漏れなどがないかを確認するものです。

◆ 調査員が伺います

市が委託した業者が行います。調査員は、市が発行した証明書を携帯しています。

調査対象地区(大字名)
【西那須野地区】 全域
【塩原地区】 金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津

1 原則として道路沿いから建物の現況確認を行うので立会いの必要はありませんが、場合によっては許可を得て、立ち入り調査をさせていただきます。

お願い

2 現地調査の結果、課税台帳との不一致の可能性がある場合は、後日、あらためて土地や建物の所有者あてに通知するので、調査への協力をお願いします。

高齢者向けの各種助成の申請が始まります 高齢者タクシー券・紙おむつ券・理美容利用券

▶ 問い合わせ 高齢福祉課 ☎(62)7137
市民福祉課 ☎(37)6231
総務福祉課 ☎(32)2912

「高齢者外出支援タクシー利用券」、「在宅要介護高齢者紙おむつ券」、「高齢者理美容利用券」の申請を受け付けます。
※券は、指定されたタクシー会社と店のみ利用可能で、申請月により枚数が変わります。
※紙おむつ券の対象者は、「市指定ごみ袋支給」の申請も合わせて受け付けます。

▶ 持参するもの

○タクシー券：申請者の身分証明証(代理人の場合は、身分証明証の写し)、印かんなど

○紙おむつ・理美容券：申請者の介護保険証、印かん

※代理人の場合は、上のものに加えて、代理人の印かんと身分証明証も必要。

券の種類	内容	対象	申請期間・窓口
高齢者外出支援タクシー利用券	タクシーで代金のかわりに利用できる券 1世帯あたり最大70枚 (1枚500円分)	在宅の70歳以上で、運転免許がないか、自動車を所有・使用していない人で次のいずれかに該当する人 ①同居等の親族がいない人 ②同居等の親族による外出支援を受けられない人(同居の親族が週5日以上仕事をしているなど) ※就労証明書(自営業は就労申立書)が必要。 詳しくは市の窓口にご相談ください。	3月13日(月)から ・本高齢福祉課 ※3月17日(金)までは1階市民室。 ・西市民福祉課 ・塩総務福祉課 ・箒根出張所
在宅要介護高齢者紙おむつ券	紙おむつ購入時に利用できる券 最大60枚 (1枚1,000円分)	在宅の65歳以上で要介護認定1～5の人のうち、医師の意見書か認定調査票で次の判定を受けている常時おむつが必要な人 ○障害高齢者の日常生活自立度のランクがBかCの人 ○認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ～Ⅲの人	3月21日(火)から ・本高齢福祉課 ・西市民福祉課 ・塩総務福祉課 ・箒根出張所 ※高齢者紙おむつ券は、原則としてケアマネジャーの代理申請となります。
高齢者理美容利用券	散髪の際に利用できる券 最大8枚(1枚1,000円分)	在宅の65歳以上で要介護認定1～5の人	

障害者の外出を支援 障害者福祉タクシー券を配布します

▶ 問い合わせ 社会福祉課 ☎(62)7026
市民福祉課 ☎(37)6231
総務福祉課 ☎(32)2912

「障害者福祉タクシー利用券」と「車椅子タクシー利用券」の申請を受け付けます。

▶ 持参するもの 申請者の障害者手帳、印かん(代理人の場合は、代理人本人の身分証明証と印かんも必要)

券の種類	内容	対象(施設入所者は対象外)	申請期間・窓口
障害者福祉タクシー利用券	福祉タクシーで代金のかわりに利用できる券 月額2,900円分 ※申請月で枚数が変わります。	次の手帳を持っている人 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳 A、A1、A2 ・精神保健福祉手帳 1級、2級	3月27日(月)から ・本社会福祉課 ※3月27日(月)・28日(火)は1階市民室。 ・西市民福祉課 ・塩総務福祉課 ・箒根出張所
車椅子タクシー利用券	車椅子タクシーで代金のかわりに利用できる券 年額15,000円分	福祉事務所から車椅子の給付を受けた人	